

# 那須塩原市環境影響評価技術指針

- 第1 趣旨
- 第2 基本的事項
- 第3 対象とする環境影響評価項目
- 第4 実施手順
- 第5 計画段階環境配慮書の作成
  - 1 配慮書の構成
  - 2 実施時期
  - 3 複数案の策定
  - 4 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
  - 5 対象地域
  - 6 実施想定区域及びその周辺地域の調査
  - 7 計画段階配慮事項の選定
  - 8 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の手法の選定
  - 9 調査、予測及び評価の実施
  - 10 事業計画の検討
- 第6 環境影響評価方法書の作成
  - 1 方法書の構成
  - 2 事業特性及び地域特性の把握
  - 3 実施予定地及び周辺地域の概況
  - 4 環境影響評価の項目の選定
  - 5 環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法の選定
  - 6 環境影響評価の調査の手法
  - 7 環境影響評価の予測の手法
  - 8 環境影響評価の評価の手法
  - 9 環境の保全の見地から配慮した内容
- 第7 環境影響評価の実施
- 第8 環境影響評価準備書の作成
  - 1 準備書の構成
  - 2 地域概況の記載
  - 3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の記載
  - 4 調査の結果の概要の記載
  - 5 予測の結果の記載
  - 6 評価の結果の記載
  - 7 環境保全措置の記載
  - 8 環境影響の総合的な評価の記載
  - 9 事後調査の計画の策定
  - 10 環境影響評価審査書の作成
- 第9 環境影響評価書の作成

- 1 評価書の構成
- 2 評価書の作成
- 第10 事後調査報告書の作成
  - 1 事後調査報告書の構成
  - 2 事後調査の実施
  - 3 事後調査の結果の検討
  - 4 環境保全措置の見直し
  - 5 事後調査報告書の提出
- 第11 図書作成時の留意事項
- 第12 調査、予測、評価
  - 1 大気質
  - 2 水質・水象
  - 3 地下水
  - 4 土壌
  - 5 騒音
  - 6 振動
  - 7 地盤
  - 8 悪臭
  - 9 地形及び地質
  - 10 植物
  - 11 動物
  - 12 生態系
  - 13 景観
  - 14 人と自然との触れ合い活動の場
  - 15 廃棄物等
  - 16 温室効果ガス
  - 17 光害
- 第13 その他

## 第1 趣旨

この那須塩原市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、那須塩原市環境影響評価条例（令和2年市条例第47号）第6条第1項の規定により、対象事業に係る計画段階配慮、環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という）が適切に行われるために必要な技術的事項に関する指針を定めたものである。

この技術指針は、対象事業に共通するものとして定めたものであり、環境影響評価等を行うに当たって把握しておかなければならない対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに実施想定区域又は実施予定地及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、環境影響評価等を行うものとする。

この技術指針は、事例の集積、科学的知見の進展等に応じ、必要な改定を行うものとする。

また、使用する用語は、那須塩原市環境影響評価条例及び同施行規則において使用する用語の例によるものとする。

## 第2 基本的事項

- 1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、那須塩原市環境基本条例（平成17年那須塩原市条例第146号）及び那須塩原市環境基本計画の内容を踏まえ、対象事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように努めるものとする。
- 2 環境影響評価の手続の開始時期は、当該計画の策定段階におけるできるだけ早期の段階とし、事業の実施をより環境の保全に適正に配慮したものとするため、事業計画を確定するまでの各段階において環境影響をできるだけ回避、低減する視点から必要に応じて事業計画の見直し検討を行うものとする。
- 3 調査、予測及び評価は、選定された環境影響評価の項目ごとに行うものとする。
- 4 環境影響評価において、事業の実施が環境に及ぼす影響を緩和する方法を検討するに当たっては、回避、低減及び代償の順に検討するものとする。

### 第3 対象とする環境影響評価項目

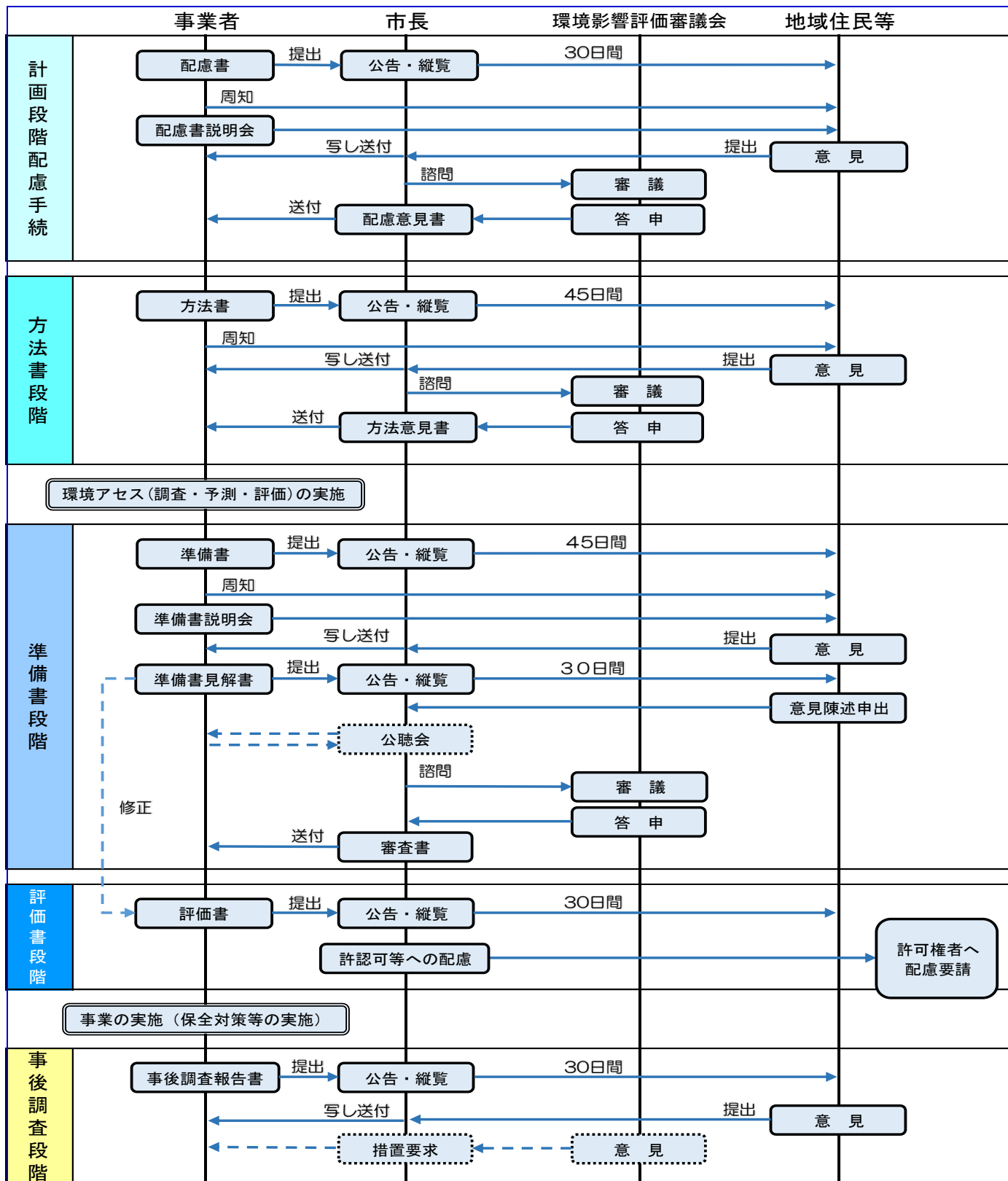
環境影響を発生させる要因（以下「環境影響要因」という。）及び環境影響評価項目については、別表1を参考に整理する。

なお、事業特性及び地域特性を勘案して、必要に応じて環境影響評価項目を追加又は削除するものとする

### 第4 実施手順

環境影響評価等は、原則として次の手順により実施する。

図 環境影響評価等の実施手順



## 第5 計画段階環境配慮書の作成

### 1 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

また、2以上の対象事業について併せて配慮書を作成した場合は、その旨を明らかにする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
  - ア 事業の名称
  - イ 種類及び規模
  - ウ 実施想定区域の位置
  - エ 対象事業の目的及び内容（当該対象事業の計画案の策定の経緯を含む。）
  - オ 対象事業の実施に当たり必要な許可、認可、免許その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）の種類及び根拠となる法令、条例等（以下「根拠法令等」という。）
- (3) 実施想定区域及びその周辺地域の概況
- (4) 対象事業に係る計画について、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
  - ア 配慮事項ごとの調査、予測及び評価の手法
  - イ 配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 環境の保全の見地から配慮した内容
- (6) 資料

### 2 実施時期

計画段階配慮については、当該計画の策定段階におけるできるだけ早期の段階で行う。

### 3 複数案の策定

計画段階配慮事項の検討にあたっては、環境への影響の回避または低減の可能性を検討するため、対象事業計画の目的を達成し得る実現可能な案として、対象事業の位置又は規模に関する事項について複数の案を策定し、比較検討を行うこと。

ただし、対象とする地域の自然的、社会的状況等から複数案を策定することが現実的でない場合には、配慮書にその理由を明らかにすること。

#### 4 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握

##### (1) 事業特性の把握

策定した事業計画に係る計画段階配慮事項の検討にあたって、当該検討を行うために必要がある範囲で、事業特性に関し、次に掲げる情報を明らかにする。

- ア 対象事業の種類
- イ 実施想定区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要

##### (2) 地域特性の把握

入手可能な最新の文献又は資料（以下「既存文献等」という。）により、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討を行うために必要がある範囲で、別表2を参考に地域特性を整理し、把握する。

この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。

#### 5 対象地域

計画段階配慮の対象とする地域は、実施想定区域及び入手した情報によって1以上の環境影響評価項目に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される区域とする。

#### 6 実施想定区域及びその周辺地域の調査

対象事業の実施に係る計画段階配慮事項の選定を行うため、事業特性、地域特性及び対象地域を勘案して、実施想定区域及びその周辺地域の概況について環境影響評価項目に係る予測及び評価に必要な範囲の情報を把握すること。

地域概況は、既存文献等の収集、整理・解析により把握し、その結果を地域特性の区分に応じて記載する。

地域概況の調査の結果についての事業計画への配慮にあたっては、那須塩原市環



境基本計画と整合を図るものとする。

既存文献等がない場合又は不備な場合は、必要に応じて関係地方自治体、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）からの聴取若しくは現地調査を行うこととする。

ただし、専門家等から聞き取りした場合は、当該専門家等の専門分野、所属機関の種別を明らかにする。

また、当該地域において国、県又は市等が講じている環境の保全に係る施策の内容についても把握するものとする。

## 7 計画段階配慮事項の選定

### (1) 環境影響要因の選定

計画段階配慮事項の選定にあたっては、事業計画の内容等を踏まえて環境影響要因を選定するものとする。

なお、事業特性及び地域特性に応じて、必要がある場合は、環境影響要因を追加又は削除するものとする。

### (2) 環境影響評価項目の選定

前項で選定した環境影響要因と事業特性及び地域特性を勘案し、別表1などを参考に環境影響要因ごとに、当該要因によって環境影響を受けるおそれのある環境影響評価項目を客観的かつ科学的に検討した上で選定する。

選定にあたっては、必要に応じて専門家等の助言を受ける。

法令等による規制又は目標の有無及び環境影響要因が及ぼす影響の重大性等も考慮し、必要に応じて環境影響評価項目を追加又は削除して項目を選定し、その結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにする。

国の技術的な指針等があるときは、これらを参考に環境影響要因及び環境影響評価項目を設定できるものとする。

## 8 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の手法の選定

調査、予測及び評価の手法の選定は、選定した項目ごとに、項目の特性及び環境影響の重大性について、環境影響評価項目ごとに第12に掲げる手法を参考に環境影響要因と事業特性及び地域特性の関係並びに法令等による規制又は目標の有無等を勘案し、客観的かつ科学的な検討に基づき、調査、予測及び評価の手法を選定し、その理由を明らかにする。

この場合において、選定に当たって専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野、所属機関の種別についても明らかにする。

## (1) 調査の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の調査の手法を選定するに当たっては、選定した項目について適切に予測及び評価を行うために必要な情報が得られるよう、次に掲げる調査の手法に関する事項について、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定する。

### (ア) 調査項目

環境影響評価項目の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

### (イ) 調査の基本的な手法

国、県又は市が有する既存文献等の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取、現地調査その他の手法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法とする。

### (ウ) 調査の対象とする地域

5の対象地域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

イ 調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について、法令等により定められた手法がある選定事項については、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。

ウ 現地調査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。

エ 調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにする。

この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行う。

## (2) 予測の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の予測の手法を選定するに当たっては、次に掲げる予測の手法に関する事項について、知見の蓄積及び既存文献等の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、複数案及び選定事項ごとに選定する。

### (ア) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法

### (イ) 予測の対象とする地域

調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

イ 予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定する。

ウ 予測の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。

(ア) 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測の対象とする地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにする。

(イ) 対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合で、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにする。

### (3) 評価の手法の選定

計画段階配慮事項の評価の手法を選定するに当たっては、調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意して選定する。

ア 複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。

イ 複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により環境影響評価項目に及ぶおそれがある影響が、できる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

ウ 対象事業が環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するための配慮事項を検討し、環境に及ぼす影響の内容及び程度を把握するとともに、必要となる環境配慮について整理すること。

エ 選定事項に係る環境影響評価項目に関して、国、県又は市等の環境保全施策による目標がある場合には、当該目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

オ 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

## 9 調査、予測及び評価の実施

### (1) 調査の実施

選定した計画段階配慮事項ごとに、8により選定した手法で調査、予測を実施する。

### (2) 環境の保全の見地から配慮する内容の検討

予測の結果に基づき、対象事業が環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するための配慮事項を検討する。

### (3) 評価の実施

選定した計画段階配慮事項ごとに、8により選定した手法で評価を実施し、複数案の比較を行い、また環境保全目標との対比も併せて行う。

## 10 事業計画の検討

- (1) 配慮書の内容及び対象事業に係る計画について検討を加えるにあたっては、配慮意見書の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して検討を加えなければならない。
- (2) 検討にあたって、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定についての意見が示された場合は、これを勘案しなければならない。

## 第6 環境影響評価方法書の作成

### 1 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

また、2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合は、その旨を明らかにする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
  - ア 事業の名称
  - イ 種類及び規模
  - ウ 実施予定地の位置
  - エ 対象事業の目的及び内容（対象事業の計画案の策定の経緯、対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動その他の人の活動を含む。）
  - オ 許認可等の種類及び根拠法令等
  - カ 対象事業に係る施設及び工作物の構造又は配置並びに土地利用
  - キ 事業の実施期間及び工法等の工事計画の概要
- (3) 実施予定地及びその周辺地域の概況
- (4) 条例第11条第1項の意見の概要
- (5) 配慮意見書に記載された市長の意見
- (6) 前2号の意見についての事業者の見解
- (7) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されて

いない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

ア 環境影響要因と環境影響評価項目

イ 環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法

手法を記載する場合は、既に入手している情報の範囲内で、できる限り具体的に記載すること。

(8) 環境の保全の見地から配慮した内容

## 2 事業特性及び地域特性の把握

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するため、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うために必要な範囲で、事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握する。

(1) 事業特性に関する情報

ア 対象事業の種類

イ 対象事業実施予定地の位置

ウ 対象事業の規模

エ 対象事業の工事計画の概要

オ その他対象事業に関する事項（対象事業に係る主な施設の配置等）

対象事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮について、検討の経緯及びその内容を把握するよう留意する。

(2) 地域特性に関する情報

既存文献等により、別表2を参考に地域特性について整理し、把握する。

この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。

必要に応じ、県又は市、専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努める。

## 3 実施予定地及び周辺地域の概況

環境影響評価項目の選定のため、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理し、事業特性、地域特性及び対象地域を勘案して、実施予定地及びその周辺地域の概況について、環境影響評価項目に係る予測及び評価に必要な範囲の情報を把握すること。

地域概況は、既存文献等の収集、整理・解析により把握し、その結果を地域特性の区分に応じて記載し、既存文献等がない場合又は不備な場合は、必要に応じて専門家等からの聴取若しくは現地調査を行う。

ただし、専門家等から聞き取りした場合は、その日時及び相手方等を整理しておくこととし、また、当該地域において国等が講じている環境の保全に係る施策の内

容についても把握するものとする。

#### 4 環境影響評価の項目の選定

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に当たっては、環境影響要因が環境影響評価項目に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で別表1を参考として選定する。

選定した項目は一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにするようにする。

また、必要に応じて専門家等の助言を受けることとする。

- (2) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において、調査の実施、事業内容の具体化等により新たな項目についての環境影響評価が必要となった場合、科学的知見の集積により環境影響の重大性が判明した物質を排出するおそれがある場合等、環境影響評価項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じて(1)により項目の見直しを行う。

なお、項目を追加する場合にあっては、追加の調査を行うものとし、項目を削除する場合にあってはその理由を明確にするものとする。

- (3) (1)の検討は、事業特性に応じて、次に掲げる事業の態様ごとに、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に整理し、当該環境影響要因ごとに行う。

ア 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として行う工作物の撤去又は廃棄を含む。）

イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって、対象事業の目的に含まれるもの（対象事業の存在・供用）

ウ 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄

#### 5 環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法の選定

- (1) 選定した環境影響評価項目に関する調査の手法は、環境影響評価項目ごとに第12の内容を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるようにし、最適な手法を選定する。

選定したときは、選定した手法及び選定の理由を整理して明らかにする。

また、手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ、専門家等の助言を受けて選定する。

専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門

分野、所属機関の種別についても明らかにする

- (2) 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ、手法の見直しを行う。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ、第12より詳細な調査又は予測の手法を選定する。
  - ア 事業特性により、選定した項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
  - イ 実施予定地及びその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次に掲げる選定した環境影響評価項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
    - (ア) 選定した環境影響評価項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
    - (イ) 選定した環境影響評価項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
    - (ウ) 選定した環境影響評価項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ、第12より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。
  - ア 選定した環境影響評価項目に係る環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
  - イ 実施予定地及びその周囲に、選定した環境影響評価項目に係る環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
  - ウ 類似の事例により選定した環境影響評価項目環境影響の程度が明らかであること。
  - エ 選定した環境影響評価項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

## 6 環境影響評価の調査の手法

- (1) 環境影響評価の調査の手法は、5に定めるところによるほか、選定項目について適切に予測及び評価を行うため、次に掲げる調査の手法に関する事項が予測及び評価に必要とされる水準を確保されるよう、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえて第12に定める手法を参考に選定する。
  - ア 調査項目
    - 環境影響評価項目の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用、事業実施予定地及びその周囲で行われることが明らかになっている他の大規模な事業の内容その他の社会的状況に関する情報

#### イ 調査の基本的な手法

現地調査、国、県又は市が有する既存文献等の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、その他により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

#### ウ 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

実施予定地及び対象事業の実施により環境影響評価項目に係る環境影響を受けるおそれがある地域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

#### エ 調査地点

第12に定めるとおりとし、調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

#### オ 調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）

第12に定めるとおりとし、事業特性、気象や水象、特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況などの地域特性並びに社会的状況を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

- (2) 調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境影響評価項目は、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。
- (3) 調査地域及び調査地点の設定に当たっては、現地の状況を確認すること。
- (4) 調査期間等のうち、季節変動や繁殖や渡り等の生活史を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定し、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ、調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するよう調査に係る期間を選定する。
- (5) 調査の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。

ア 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。

イ 調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の情報について、その理由及び妥当性を明らかにする。

この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行う。

ウ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行った場合は、当該観測結果と現地調査により得られた結果を比較できるようにする。



## 7 環境影響評価の予測の手法

- (1) 環境影響評価の予測の手法は、5に定めるところによるほか、次に掲げる予測の手法に関する事項について、項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、工事中及び工事完了後における環境の状況の変化又は環境への負荷の量を第12に定める予測手法を参考とし、選定した項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定する。

### ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

### イ 予測地域

調査地域のうちから、事業特性、地域特性及び調査結果を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあるとして適切に選定した地域

### ウ 予測地点

事業特性や選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地形、地盤、気象及び水象の状況等を踏まえて地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

なお、予測地点の設定に当たっては、調査地点との関係について整理する。

### エ 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

事業特性や選定項目の特性及び保全すべき対象の状況、地形、地盤、気象又は水象の状況等を踏まえ、供用開始後定常状態になる時期、供用により環境影響が最大になる時期、工事による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

- (2) 予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定する。

- (3) 予測対象時期等については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ、予測対象時期等での予測に加え中間的な時期での予測を行う。

また、汚染物質の環境中での蓄積による累積的影響が考えられる場合には、これにも配慮した時期での予測を行う。

- (4) 予測の手法の選定は、次に掲げるところにより行う。

ア 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域及び予測地点の設定の根拠、調査地点との位置関係、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明

らかにできるようにする。

なお、予測の前提となる条件の設定に当たっては、当該条件の季節的変動及び経年的変化、繁殖や渡り等の生物の生活史等も踏まえ、環境影響が大きく現れる場合等の社会的状況も適切に予測されるよう留意する。

イ 実施予定地及びその周囲で行われることが明らかにされている当該対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測を行うようにする。

この場合において、対象事業に密接に関連する事業活動等があれば、その環境影響をできる限り検討するほか、県又は市が有する情報を収集して将来の環境の状況を推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、事業者以外の者が行う環境保全措置の効果を見込むときは、当該措置の内容を明らかにできるようにする。

ウ 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握する。

## 8 環境影響評価の評価の手法

環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意して選定する。

なお、評価の結果、必要に応じて環境保全措置の再検討を行うものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により選定した環境影響評価項目に及ぶおそれがある影響が、できる限り回避され、又は低減されており、その他の手法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

また、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるものであること。

(2) 環境影響評価項目に関して、国等の施策による目標がある場合には、施策による目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

また、那須塩原市環境基本計画等の内容等との間に整合が図られているか否か

を評価する手法であること。

- (3) 工事に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境影響評価項目であって、当該項目に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。
- (4) 事業者以外が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること

## 9 環境の保全の見地から配慮した内容

### (1) 環境保全措置の検討

環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、選定した項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、環境影響を緩和するため事業の実施で損失する環境の有する価値と同種の価値を創出すること等により環境保全上の価値を代償するための措置（以下「代償的措置」という。）については、他にとるべき適切な措置がない場合に限って検討するものとする。

当該環境影響に係る環境影響評価項目に関して国等の施策による目標、環境基準等が示されている場合は、当該環境基準等を達成することを目的として、環境保全措置を検討する。

また、環境の保全の見地からの配慮に当たっては、那須塩原市環境基本計画と整合を図るものとする。

### (2) 環境に著しい影響を及ぼすものとなるおそれがある場合

- ア 環境の保全について適正に配慮するため、必要に応じて事業計画を見直し、見直した事業計画の内容に応じて必要な調査及び予測を再度行うものとする。
- イ 環境保全措置を追加的に実施するなど、環境保全措置の変更を行うこととした場合においては、当該項目に係る必要な調査及び予測を再度行うものとする。

ウ 選定した項目に係る環境影響について、環境保全措置をできる限り具体的に検討し、検討した事業計画の内容に応じて必要な調査及び予測を再度行うものとする。

### (3) 検討結果の検証

(1) の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか検証する。

#### (4) 検討結果の整理

(1) の検討を行ったときは、次の事項を明らかにできるように整理する。

- ア 環境保全措置の内容（施設の構造又は配置、環境保全設備、工種・工法並びに代償的措置の検討など当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。）、実施主体、実施期間、実施の方法その他の環境保全措置の実施の内容
- イ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化を予測した結果、並びに必要なに応じて当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- ウ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- エ 代償措置にあつては、次に掲げる事項
  - (ア) 環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
  - (イ) 損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境の種類及び内容
  - (ウ) 代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

### 第7 環境影響評価の実施

- 1 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するにあたっては、方法意見書の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して選定しなければならない。
- 2 選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価を実施すること。  
選定にあたって、方法書の記載事項を修正した場合は、その内容及び理由を明らかにする。

### 第8 環境影響評価準備書の作成

#### 1 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

また、2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合は、その旨を明らかにする。

- (1) 第6の1(1)から(6)まで及び(8)に掲げる事項
- (2) 条例第17条第1項の意見の概要
- (3) 方法意見書に記載された市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解

- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  
方法書の記載事項を修正した場合はその内容及び理由
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
  - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
  - イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
  - ウ 対象事業による環境影響の総合的な評価
- (7) 事後調査に関する事項
  - ア 事後調査の計画その他環境の状況を把握するための措置の内容
  - イ 事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合の対応方針
  - ウ 事後調査結果の報告の時期
- (8) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (9) その他市長が指示する事項

2 地域概況の記載に当たっては、既存文献及び第6の2の（2）による聴取又は確認により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を地域特性の区分に応じて記載する。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の記載に当たっては、当該項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにする。  
方法書の記載事項を修正した場合はその内容及び理由についても明らかにする。  
選定に当たって専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野、所属機関の種別についても明らかにするよう努める。

4 調査の結果の概要の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。

- (1) 文献調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた現地調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の情報について、その出自及び妥当性を記載する。
- (2) 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行った場合は、当該観測結果と現地調査により得られた結果の比較

5 予測の結果の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。

- (1) 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数等について、選定した項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、予測の結果との関係と併せて、それぞれ内容及び妥当性を記載する。
- (2) 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況）及び将来の環境の状況について国、県又は市が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には当該施策の内容
- (3) 新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合で、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは当該不確実性の内容

6 評価の結果の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。

- (1) 評価の根拠及び評価に関する検討の経緯
- (2) 国等の施策による目標と評価の結果を照らした考え方
- (3) 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容

7 環境保全措置の記載に当たっては、次に掲げる事項の概要を併せて記載する。

- (1) 第6の9の(1)による検討の状況
- (2) 第6の9の(3)による検証の結果
- (3) 第6の9の(4)による整理結果

8 環境影響の総合的な評価の記載に当たっては、項目のそれぞれについて、環境影響評価の結果の事項の概要を一覧できるようとりまとめ、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、他の選定した項目に係る環境影響評価項目に及ぼす環境影響を含め、評価結果の相互の関係を検討することにより環境影響の総合的な評価を行う。

なお、評価結果の相互の關係に不整合が生じる場合は、必要に応じて環境保全措置の再検討を行う。

9 事後調査の計画の策定

事後調査は、工事中や供用開始後の環境の状態及び環境への負荷の状況を把握し、環境保全対策の効果を検証するために行い、その結果、必要に応じて適切な環境保全措置を講じるものとする。

(1) 事後調査の項目の選定

調査項目は次のとおりとし、予測及び評価の結果の不確実性の程度を考慮し、環境への影響の重大性に応じて選定する。

ア 予測及び評価結果の不確実性の程度が大きい項目

イ 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な項目

ウ 工事中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる項目

エ 代償的措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる項目

オ その他環境の状態や環境への負荷の状況を把握する必要がある項目

項目を選定するにあたっては、必要に応じて専門家等の助言を受けることその他の手法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

(2) 事後調査の手法

事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる手法により行うこと。

また、事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること

(3) 事後調査の地域及び地点

事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる地域及び地点で行うこととするが、必要に応じてその他の地域及び地点においても調査を行う。

(4) 事後調査の期間等

事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等で行うこととするが、必要に応じてその他の期間等においても調査を行う。

(5) 記載事項

事後調査の計画には、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 事後調査の項目及び手法

イ 事後調査の地域及び地点

ウ 事後調査を行う時期及び期間

エ 環境の保全のための措置を講じる場合の内容

オ 事業者以外の者が把握している環境モニタリング等他の環境の状況に関する情報を活用する場合は、その内容

カ 事業者以外の者が事後調査を行う場合は、当該実施主体の氏名(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

キ その他事後調査の実施に関し必要な事項

10 環境影響評価審査書の作成

市長は、環境影響評価審査書の作成にあたっては、環境影響評価審議会の意見を

聴いたうえで、項目や手法等の選定に妥当性はあるか、環境影響が回避、低減されているか等、準備書の記載事項について環境の保全の見地から審査を行わなければならない。

## 第9 環境影響評価書の作成

### 1 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 第8の1(1)から(9)に掲げる事項
- (2) 条例第24条第1項の意見の概要
- (3) 条例第26条第4項の意見の概要
- (4) 前2の意見についての事業者の見解
- (5) 審査書に記載された市長の意見
- (6) 審査書に基づき準備書の内容を変更するときは、その内容(準備書の内容を変更しないときは、その理由)
- (7) その他市長が指示する事項

2 評価書の作成にあたっては、審査書の市長の意見を尊重するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び公聴会の結果に配慮して、準備書の記載事項について検討を加えるものとする。

記載事項について検討を加えた結果、環境の保全について適正に配慮するため事業計画の見直しや追加的な環境保全措置の実施その他準備書の記載事項を修正する必要があると認める場合は、当該修正に係る予測及び評価を再度行うものとし、その内容を明らかにするようにする。

## 第10 事後調査報告書の作成

### 1 事後調査報告書の構成

事後調査報告書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、



- (3) 事後調査の項目及び手法
- (4) 事後調査を行った時期及び期間
- (5) 事後調査の結果
  - 事後調査の結果と予測及び評価の結果との比較
- (6) 環境の保全のための措置を講じたときは、その内容
  - ア 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
  - イ 専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容、当該専門家の専門分野、当該専門家の所属機関の種別
  - ウ 報告書作成後の環境保全措置又は事後調査の内容及び実施予定
- (7) その他市長が指示する事項

## 2 事後調査の実施

工事中や供用後の環境の状態や環境への負荷の状況及び環境保全措置の効果など予測及び評価の結果を検証するために、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行うものとする。

## 3 事後調査の結果の検討

環境の状況、事業の実施状況、環境保全措置の実施状況及びその効果との関係を整理することにより、評価書に記載した評価の結果と事後調査の結果との比較検討を行うものとする。

なお、調査時点における気象、水象の状況その他の事項との関連についての検討を踏まえて整理することとする。

環境保全措置の効果を検討した結果、評価書の結果と異なった場合には、その原因を分析するものとする。

## 4 環境保全措置の見直し

事後調査の結果により環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合については、評価書に記載された対応方針に基づき、環境保全措置を見直し、追加的な事後調査、環境保全措置を実施するものとする。

## 5 事後調査報告書の提出

事後調査の結果については、事後調査の計画に基づきできるだけ速やかに報告書を提出するものとする。

ただし、環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合又は環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合で、環境の保全からの措置を講じた場合は、措置終了後速やかに報告書を提出するものとする。

## 第 11 図書作成時の留意事項

配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書の作成にあたっては、次の事項に留意することとする。

- 1 環境影響評価の結果については、選定した項目ごとに整理すること。
- 2 調査結果や環境保全措置の検討状況等を詳細に記述する必要があるときは、別に資料編を作成し資料として添付すること。
- 3 表現は、図表等を効果的に用いて簡潔かつ平易な文書表現となるよう配慮し、必要に応じて用語解説を行うこと。
- 4 既存文献等を引用又は聞き取りを行った場合には、既存文献等の出典（名称、著者、発行者、発行年度、引用した部分又は聞き取りの日時及び相手方等）を整理しておくこと。  
既存文献等（記録、写真、標本等を含む。）については、公表できるように整理保管しておくこと
- 5 図書は印刷物で提出し、電磁的記録を添付すること。
  - (1) 図書の体裁は、日本産業規格の A 4 規格を縦長に用いることとし、文字は横書きで左とじとする。
  - (2) 図書の電磁的記録は、CD-ROM 等の電子媒体とし、ファイル形式は P D F 形式とする。

## 第 12 調査、予測、評価

選定した環境影響評価項目については、次により調査、予測、評価等を行うものとする。

- 1 大気質

## (1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 大気汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類等で以下「大気汚染物質」という。)のうち、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、大気汚染物質の大気中における濃度、状態等の状況
- イ 大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、大気安定度等の気象の状況
- ウ 大気質の移流、拡散及び逆転層の出現等に影響を及ぼすおそれのある起伏、傾斜等の地形及び工作物の位置、規模等の状況
- エ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画
- オ 工場又は事業場、廃棄物処理施設等の主要な大気汚染物質の発生源の分布状況
- カ 自動車交通量、車種構成、道路構造等(以下「自動車交通量等」という。)の状況

## (2) 調査地域

大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

## (3) 調査地点

大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

## (4) 調査期間等

大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における年間を通じた大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

## (5) 調査手法

### ア 大気質の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、法令等により定められた手法(日本産業規格に定められた手法を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる手法による。

### イ 気象の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、気象観測統計指針(最新版)に定める手法又はこれに準ずる手法による。

### ウ その他の状況

調査は、既存文献等の整理・解析又は現地調査の手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、大気質に係る大気汚染物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度若しくは飛散し、降下する量又はその程度とする。

(7) 予測地域

調査地域のうち、大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

工事中にあっては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア プルーム式、パフ式その他大気の拡散理論に基づく予測式による計算若しくはその他の数理的手法による手法

イ 模型実験による手法

ウ 野外拡散実験による手法

エ 類似事例の参照又は解析による手法

オ その他適切な手法

(11) 評価基準

環境基準、排出基準等を参考に、大気汚染物質の濃度の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 2 水質・水象

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 水質の汚濁に関して法令等により基準等が設定されている項目(カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、浮遊物質等以下「水質汚濁物質等」という。)のうち、予測及び評価を行うために必要なものを選定し、水質汚濁物質等の水環境中における濃度、状態等の状況

イ 河川、水路等の流域、流量、流速、水位、流下能力、流出入水量、流達時間等の流況及び自浄能力、雨水流出等の状況及び河川、水路等の形態

ウ 湖沼等の流域、水位、貯水量、流出入水量、滞留時間、雨水流出、湖沼水の

- 成層・循環、拡散等の状況及び湖沼等の形態
- エ 降水量及び降雨強度等の状況
- オ 水道用水、工業用水、農業用水等の水利用の状況、将来の利水計画
- カ 地形の傾斜、斜面性状、地形区分の分布、表層地質、地表の被覆、流出係数等の雨水流出に係る定数等の状況
- キ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画
- ク 工場又は事業場等主要な発生源の分布状況

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類、規模、水域の状況、水質汚濁物質等の拡散等の特性等を考慮して、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、豊水期又は渇水期等の季節変化及び周囲の区域の取水・排水の状況等を考慮し、年間を通した調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

(5) 調査手法

ア 水質の状況

(ア) 採水手法

採水手法は、水質調査方法（昭和46年環水管30号）に定める手法又はこれに準ずる手法による。

(イ) 分析手法

分析手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。

イ 水域、降水量、水利用その他の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、水質調査方法、河川砂防技術基準調査編（平成26年国土交通省）に定める手法又はこれらに準ずる手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、調査項目に掲げる物質等のうち、対象事業の実施により水質等の状況に変化を与える物質の濃度又はその程度とする。

ア 水環境に係る予測・評価物質等に掲げる物質等のうちから選定した物質等の濃度、状態等

イ 河川及び湖沼の流域等の変化の程度

ウ 河川の流量及び流速の変化の程度

- エ 湖沼等の水位の変化の程度
- オ 湖沼等の流向及び流速の変化の程度

(7) 予測地域

調査地域のうち水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

水質汚濁物質等の拡散等の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

工事中にあつては工事による水の濁り等に係る環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う

- ア 数理モデルを用いた予測式による手法
- イ 模型実験による手法
- ウ 類似事例の参照による手法
- エ その他適切な手法

(11) 評価基準

環境基準等を参考に、現況水質、利水目的等を考慮し、水質の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

### 3 地下水

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 地下水の存在、規模、水位、流動等の状況
- イ 地下水の水道用水、工業用水、井戸等の水利用の状況、将来の利水計画
- ウ 地下水の水質の状況
- エ 湧水の位置、湧出水量及び水道用水等の利用の状況、将来の利水計画
- オ 降水量及び降雨強度等の状況
- カ 地表傾斜、斜面形状、地表面の被覆、表層地質、地層構造、土壌断面、保水力、体積含水率、土層の浸透能、蒸発散等の状況
- キ 実施予定地及びその周囲における雨水等の地下浸透に影響する土地利用の状況

(2) 調査地域

地質の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

地質の特性を踏まえ、豊水期又は渇水期等の季節変化及び周囲の区域の取水・排水の状況等を考慮し、年間を通じた調査地域における地下水の水位等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の資料の整理・解析の手法による。

なお、地下水の水質の測定手法は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 予測・評価物質等に掲げる物質等のうちから選定した物質等の濃度、状態
- イ 地下水の水位、流況（流向・流速等）又は湧水量の変化の程度
- ウ 地下水涵養能の変化の程度
- エ 地下水の流動阻害の変化の程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

地質の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

地質の特性を踏まえ、地下水の水位等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、水域の特性等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

- ア 数理モデルを用いた予測式による手法
- イ 模型実験による手法
- ウ 現地実験による手法
- エ 類似事例の参照による手法
- オ その他適切な手法

(11) 評価基準

地下水の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 4 土壌

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 実施予定地について、過去における工場・事業場等の存在、用途に関する情報、埋立・盛土用材の出自等の土地利用の履歴の状況
- イ 実施予定地について、土壤汚染に関して法令等により基準等が設定されている物質（カドミウム、全シアン、六価クロム、鉛、PCB等で以下「土壤汚染物質」という。）による土壤汚染のおそれがあると認められるときは、土壤汚染の状況
- ウ 土壤汚染の解析に必要な地形、地質及び工作物等の状況
- エ 土壤汚染物質の浸透、拡散等に影響を及ぼす降水量、風向・風速の状況
- オ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画
- カ 土壤汚染物質について、製造、保管、処理又は使用を行う可能性のある事業場の分布状況
- キ 地表水、湧水及び地下水の利用の状況

(2) 調査地域

対象事業の種類及び規模等を勘案し、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

地域特性を踏まえて、調査地域における土壤に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

地域特性を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。

(5) 調査手法

ア 土壤の状況

調査は、法令等に定められた手法又はこれに準ずる手法による

イ その他の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、法令等に定められた手法又はこれに準ずる手法による。

(6) 予測項目

土壤汚染物質のうち、対象事業の実施により土壤の状況に変化を与える物質の濃度、汚染された土壤の量等とする。

(7) 予測地域

調査地域のうち、地域特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする

(8) 予測地点



地域特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

地域特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、土壌の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 移流分散解析手法等を用いて物質移動を解析する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(11) 評価基準

土壌汚染による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 5 騒音（周波音を含む）

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 騒音レベルの状況、周波音はG特性音圧レベルの状況

イ 騒音・低周波音の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の位置及び規模等の状況

ウ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画

エ 道路、鉄道、工場又は事業場等主要な発生源の分布状況

オ 自動車交通量等の状況

(2) 調査地域

音の伝搬の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音・周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間

音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音・周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 道路交通の等価騒音レベル
- イ 新幹線鉄道の最大騒音レベル、在来鉄道・軌道の等価騒音レベル
- ウ 工場又は事業場の騒音レベル
- エ 建設作業の騒音レベル
- オ G特性音圧レベルの状況

(7) 予測地域

調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(8) 予測地点

音の伝搬の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

工事中にあつては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。

(10) 予測手法。

予測は、対象事業の種類及び規模、工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

- ア 伝搬理論式による手法
- イ 経験的回帰式による手法
- ウ 模型実験による手法
- エ 実地実験による手法
- オ 類似事例の参照による手法
- カ その他適切な手法

(11) 評価基準

環境基準等を参考に、騒音の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 6 振動

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 振動レベルの状況
- イ 振動の伝搬に影響を及ぼすおそれのある地盤及び地形の状況
- ウ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画
- エ 道路、鉄道、工場又は事業場等主要な発生源の分布状況、自動車交通量等の状況

(2) 調査地域

振動の伝搬の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- ア 道路交通の振動
- イ 鉄道・軌道の振動
- ウ 工場又は事業場の振動
- エ 建設作業の振動

(7) 予測地域

調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

振動の伝搬の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

工事中にあつては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、工作物の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

- ア 伝搬理論式による手法
- イ 経験的回帰式による手法
- ウ 模型実験による手法
- エ 実地実験による手法
- オ 類似事例の参照による手法
- カ その他適切な手法

(11) 評価基準

規制基準等を参考に、振動の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 7 地盤

### (1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 低地、台地等の地形の状況
- イ 地質、地質構造等の状況
- ウ 軟弱地盤の分布等の状況
- エ 地表面の被覆及び雨水浸透能の状況
- オ 地盤の透水性、圧密状況等の工学的特性
- カ 年間地盤沈下量及び累積地盤沈下量
- キ 地盤の変形又は地盤沈下の範囲、程度及び建築物等への影響
- ク 地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況
- ケ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画

### (2) 調査地域

地質の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

### (3) 調査地点

地質の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

### (4) 調査期間等

地質の特性、季節変動等を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間とする。

### (5) 調査手法

#### ア 地盤の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査等の手法による。

#### イ 地盤沈下の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、水準測量又は沈下計を用いる手法による。

#### ウ 地下水の状況

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、観測井又は既存の井戸を用いる手法による。

### (6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるものうちから必要なものを選択する

- ア 地盤の変形の範囲及び変形の程度

- イ 地盤沈下の範囲及び程度
- ウ 地下水の水位及び流況の変化の程度
- (7) 予測地域
  - 調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (8) 予測地点
  - 地質の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。
- (9) 予測対象時期等
  - 地質の特性を踏まえ、土地の改変に係る地盤沈下等の環境影響を的確に把握できる時期とする。
- (10) 予測手法
  - 予測は、対象事業の種類及び規模、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。
    - ア 地盤の状況
      - (ア) 数値解析による手法
      - (イ) 類似事例の参照による手法
      - (ウ) その他適切な手法
    - イ 地盤沈下の状況
      - (ア) 圧密沈下理論式等に基づく解析による手法
      - (イ) 類似事例の参照による手法
      - (ウ) その他適切な手法
    - エ 地下水の状況
      - (ア) 浸透流解析による手法
      - (イ) 模型実験による手法
      - (ウ) その他適切な手法
- (11) 評価基準
  - ア 既に地盤沈下等が発生している地域においては、さらに地盤沈下等を進行させない基準とすること。
  - イ 現在、地盤沈下等が発生していない地域においては、新たに地盤沈下等を生じさせない基準とすること。

## 8 悪臭

- (1) 調査項目
  - 調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。
    - ア 大気中における悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度、臭気指数（又は臭気排出強度）の状況
    - イ 悪臭の移流、拡散等に影響を及ぼす風向、風速、大気安定度等の気象の状況

- ウ 悪臭の移流・拡散に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況
  - エ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画
  - オ 工場又は事業場等主要な発生源の分布状況
- (2) 調査地域
- 悪臭の拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (3) 調査地点
- 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- (4) 調査期間等
- 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。
- (5) 調査手法
- ア 悪臭の状況
- 調査は、現地調査及び文献その他の資料の整理・解析の手法による。  
現地調査は、法令等により定められた手法又はこれに準ずる手法による。
- イ 気象の状況
- 調査は、現地調査及び文献その他の資料の整理・解析の手法による。  
現地調査は、気象観測統計指針（最新版）に定める手法又はこれに準ずる手法による。
- ウ 地形等の状況
- 調査は、現地調査及び文献その他の資料の整理・解析の手法による。
- (6) 予測項目
- 予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。
- ア 特定悪臭物質の濃度
  - イ 臭気指数（又は臭気排出強度）
- (7) 予測地域
- 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (8) 予測地点
- 悪臭の拡散の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点とする。
- (9) 予測対象時期等
- 工事中にあつては工事による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。
- (10) 予測手法
- 予測は、対象事業の種類及び規模、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に

掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

- ア 理論計算式による手法
- イ 模型実験による手法
- ウ 野外拡散実験による手法
- エ 類似事例の参照又は解析による手法
- オ その他適切な手法

#### (11) 評価基準

規制基準等を参考に、悪臭の変化による生活環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 9 地形及び地質

### (1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 地形・地質の特徴及び区分並びに土層の工学的特性
- イ 重要な地形・地質が存在する場合は、その分布及び重要な地形・地質とする理由
- ウ 地盤、斜面、水系及び土砂の変動、雨水の流出（雨水浸透能、地表の不浸透域の状況等を含む）、漂砂・堆砂の状況、圧密沈下等の工学的特性
- エ 地下水の存在、規模及び流動の状況、水位の変化並びに揚水の状況
- オ 植物群落など植生の状況
- カ 確率降雨量、降雨強度、連続降雨強度
- キ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画

### (2) 調査地域

地形、地質の特性等を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

### (3) 調査地点

地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

### (4) 調査期間等

地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。

### (5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

現地調査は、航空写真、測量、ボーリング調査、物理探査等の手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるものから必要なものを選択する。

- ア 重要な地形・地質の消失の有無及び改変の程度
- イ 斜面等の安定性の変化の程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、地形・地質の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

- ア 数値解析による手法
- イ 類似事例の参照による手法
- ウ その他適切な手法

(11) 評価基準

地形・地質の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 10 植物

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 種子植物及びシダ植物
- イ ア以外の植物
- ウ 現存植生、群落構造
  - コナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林、牧草地、水田雑草群落等
- エ 学術上又は希少性の観点から重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育状況等
- オ 気象、水象、地象等の植物の生育基盤と植物との関わり
- カ 緑の量（樹木や草地等で覆われた緑被面積、緑被率及び緑の体積）

(2) 調査地域

実施予定地及びその周囲並びに水生の植物については実施予定地の上下流の地域で、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点



植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査期間

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

この場合において、植物の四季変動、生育期等に留意するものとする。

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 植物相及び植生の変化の内容及びその程度

イ 重要な植物種及び植物群落の生育の変化の内容及びその程度

ウ 緑の量の変化の内容及びその程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、植物の生育状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 対象事業の内容から予測する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(11) 評価基準

植物相及び植生並びに生育環境の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 11 動物

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 哺乳類

- イ 鳥類
- ウ 爬虫類
- エ 両生類
- オ 昆虫類
- カ 魚類
- キ 底生動物
- ク その他の無脊椎動物
- ケ 学術上又は希少性の観点から重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等
- コ 気象、水象、地象、植生等の動物の生息基盤と動物との関わり

(2) 調査地域

実施予定地及びその周囲並びに水生の動物については実施予定地の上下流の地域で、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

(4) 調査期間等

動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

この場合において、動物の活動期、四季変動等に留意するものとする。

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 動物相の変化の内容及びその程度

イ 注目すべき種及び個体群の変化の内容及びその程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、動物の生息状況等を考慮して、次に掲げる

予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 対象事業の内容から予測する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

#### (11) 評価基準

動物相及び生息環境の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避低減が最大限図られていること。

## 12 生態系

### (1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 水象、地象、動物及び植物の調査結果等に基づく環境類型の区分

イ アの結果等に基づき、類型内の生物と環境との関係、種の多様性、生物間の関係、類型間との関係等の生態系の構造及び機能

ウ ア及びイの結果等に基づき、環境類型ごとに上位性（生態系の上位に位置する性質をいう）、典型性（生態系の特徴を典型的に現す性質をいう）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう）の視点から、注目される種及び群集を選定し、これらの種の生態、他の生物種との相互関係及び生育・生息環境の状態

### (2) 調査地域

実施予定地及びその周囲並びに水生の動植物については実施予定地の上下流の地域で、その生息環境又は生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

なお、動物及び植物の調査地域を参考に必要に応じて範囲を拡大して設定するものとする。

### (3) 調査地点

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路とする。

### (4) 調査期間等

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

この場合において、動物の活動期、四季変動等に留意するものとする。

### (5) 調査手法

調査は、非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）及び生物的要素（植物及び動物の状況等）及び人為的状況（大気汚染、水質汚濁等）の調査結果を整理・

解析し、既存文献等を参考に各要素間の関連図を作成する等により、生態系の構成を推測する手法等とする。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

ア 注目種の変化の内容及びその程度

イ 地域を特徴づける生態系の変化の内容及びその程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、地域を特徴づける生態系、注目種の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせで行う。

ア 対象事業の内容から予測する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

なお、生態系の予測を行う際には、生物と環境との関わり、生物相互間の関わり及び生物の多様性の観点に留意して行うものとし、可能な場合には、数理モデル（HEP等）を活用し、定量的な予測に努めるものとする。

(11) 評価基準

植物相、動物相及び注目種の生息・生育環境に代表される生態系の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 13 景観

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 実施予定地及びその周囲における建築物、緑地、河川、道路等の景観を構成する要素（以下「景観資源」という。）の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性

イ 近景域、中景域及び遠景域における主要な眺望点（不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況等

- ウ 主要な眺望景観（主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。以下同じ）の状況
- (2) 調査地域  
主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握でき、景観に影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (3) 調査地点  
景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。
- (4) 調査期間等  
景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。  
この場合において、四季変動等に留意するものとする。
- (5) 調査手法  
調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。  
現地調査は必要により、写真撮影、模型の作成等により、イメージマップ等景観図を作成する。
- (6) 予測項目  
予測項目は、次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。  
ア 主要な眺望点の消失の有無又は改変の程度  
イ 景観資源の消失の有無又は改変の程度  
ウ 主要な眺望景観の変化の内容及びその程度
- (7) 予測地域  
調査地域のうち、景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- (8) 予測地点  
予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とする。
- (9) 予測対象時期等  
景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。
- (10) 予測手法  
予測は、対象事業の種類及び規模、景観の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。  
ア 理論的解析による手法  
イ 類似事例の参照による手法  
ウ 完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法  
エ 模型図の作成

オ その他適切な手法

(11) 評価基準

景観の変化による地域景観への影響の回避、低減が最大限図られていること。

14 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 触れ合い活動の場の位置、種類、規模、特性等の状況

イ 利用状況

ウ 周囲の状況

(2) 調査地域

人と自然との触れ合い活動の場として不特定多数の者の利用に供される地域の自然的特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査地点

触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

(4) 調査期間等

触れ合い活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な触れ合い活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。

この場合において、利用の季節変動等を考慮し、利用の多い時期を含むよう留意すること。

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存資料等の整理・解析の手法による。

現地調査は、主要な利用地域、施設の位置を図面に表示するとともに、施設の規模、構造等を明らかにする

また、必要に応じ、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

(6) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 触れ合い活動の場の消失の有無又は改変の程度

イ 触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度

ウ 触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(7) 予測地域

調査地域のうち、触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。

(8) 予測地点

予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

触れ合い活動の場の特性を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、触れ合い活動の場の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 大気環境、水環境、土壌環境、動物、植物、生態系、景観等に関する他の項目の予測結果を基に、触れ合い活動の場の変化の程度を把握して予測する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(11) 評価基準

人と自然との触れ合い活動の場の状況の変化による人と自然との触れ合い活動への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 15 廃棄物等

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する

ア 発生する廃棄物及び建設副産物（以下「廃棄物等」という。）の種類と発生量及びその特性並びに廃棄物等の処理計画

イ 実施予定地及びその周囲における廃棄物等の分別、収集、中間処理、リサイクル、最終処分の状況

ウ 工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合はその処理計画

(2) 調査地域

事業の実施により発生する廃棄物等により、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(3) 調査期間

事業計画に基づき発生する廃棄物等の種類及び発生量を適切かつ効率的に把握できる期間とする。

(4) 調査手法

調査は、既存文献等の整理・解析又は現地調査の手法による。

(5) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴う廃棄物等の発生量又は排出量及び処理・処分方法（リサイクルを含む。）、廃棄物等の種類、地方公共団体の処理計画に及ぼす影響とする。

(6) 予測地域

事業の実施により発生する廃棄物等により、環境影響を受けるおそれがあると

認められる地域とする。

(7) 予測対象時期等

工事中にあつては工事期間、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。

(8) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 排出原単位から推定する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(9) 評価基準

廃棄物等の排出量の変化及び廃棄物等の処理の状況の変化による生活環境及び自然環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 16 温室効果ガス

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する

ア 対象事業と同種又は類似の事業等を対象に、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等をいう。以下同じ）の排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位

イ 温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策について、対象事業と同種又は類似の事業等を対象にした、対策の内容、効果等

ウ 実施予定地及びその周囲に存在する地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

エ 事業の実施に伴い温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合、機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類及び量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。

(3) 調査機関

事業計画に基づき温室効果ガスの種類及び排出量又は使用量の状況を把握できる期間とする。

(4) 調査手法

調査は、既存文献等の整理・解析の手法による。

(5) 予測項目

予測項目は、温室効果ガスの種類及び排出量又はエネルギーの使用量及びそれ



らの削減の程度とする。

(6) 予測地域

実施予定地とする。

(7) 予測対象時期等

工事中にあつては工事期間、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期とする。

(8) 予測手法

予測は、対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(9) 評価基準

排出する温室効果ガスの量の変化による地球温暖化の防止に向けた影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 17 光害

(1) 調査項目

調査を行う項目は、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 実施予定地及びその周囲における照明環境、人の生活に影響を及ぼす光の存在の状況

イ 実施予定地及びその周囲における学校、病院、住宅等の光害が生じることによる影響に特に配慮すべき施設の状況

ウ 土地の高低、土地の傾斜等地形の状況

エ 実施予定地及びその周囲における住宅地、商業地、緑地その他の土地利用の状況、将来の土地利用の計画

(2) 調査地域

土地利用及び地形の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする

(3) 調査地点

土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における光害の環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする

(4) 調査期間等

土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における光害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

(5) 調査手法

調査は、現地調査及び既存文献等の整理・解析の手法による。

(6) 予測項目

予測項目は、夜間の漏れ光、障害光、その他照明及び反射光に関する周囲の環境への影響の程度とする。

(7) 予測地域

調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえ、光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(8) 予測地点

土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における光害に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。

(9) 予測対象時期等

対象事業による影響を的確に把握できる時期とし、供用後の事業活動が定常状態となる時期とする。

(10) 予測手法

予測は、対象事業の種類及び規模、工作物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測手法のうちから適切なものを選定し、又は組み合わせて行う。

ア 模型実験による手法

イ 類似事例の参照による手法

ウ その他適切な手法

(11) 評価基準

光害による生活環境への影響の回避、低減が最大限図られていること。

## 第13 その他

この技術指針は、令和3年4月1日以後、対象事業として実施されるものについて適用する。